

令和3年第8回 美里町農業委員会会議録

令和3年8月10日

令和3年第8回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

2番 奥村 智 3番 濱田憲治 5番 永田末廣 7番 長木一美
8番 吉坂美佐子 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠席委員 1番 村田博治 4番 三浦誠一 6番 今田政行

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和3年第8回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は1番村田委員、4番三浦委員、6番今田委員が欠席でございますが、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3番濱田委員5番永田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号4について、事務局より補足の説明はありませんか。はい、事務局。

事務局 はい、それでは、議案第24号、番号1から番号4について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人の申請地は所有地と隣接しており農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人並びに譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転交換での申請をされました。番号3は、譲渡人並びに譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転交換での申請をされました。番号4は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。以上で補足の説明を終わります。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号4の補足の説明を終わります。それでは、議案第24号、番号1を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員） はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第24号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 24 号、番号 1 は原案どおり決定しました。
次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 24 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 24 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 24 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 24 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に、番号 4 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 24 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、備考欄の世帯の経営面積と譲受人の経営面積の違いがある理由はなぜか。

事務局（富永英司君）はい、備考欄は世帯の経営面積が記載されています。譲受人のお母さん名義の農地が 1 筆あり、その農地を引いた分が譲受人の経営面積に記載されています。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 24 号、番号 4 は原案どおり決定しました。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。

全 員 協 議 会

1. 所有権移転交換・売買・贈与の備考欄への記載について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 2 時 1 5 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印